

6 医療

新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、特定感染症指定医療機関は厚生労働大臣が行う指導に、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は都道府県知事が行う指導に従わなければならないこととすること。
(法第38条関係)

7 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症について2から6までのほかに必要となる規定を設けること。(第7章関係)

(1) 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

イ 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、ウイルスの血清亜型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、実施する措置その他の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととすること。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととすること。(法第44条の2第1項及び第2項関係)

ロ 厚生労働大臣は、イによる情報を公表した感染症について、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならないこととすること。

(法第44条の2第3項関係)

(2) 感染を防止するための協力

イ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めるものとすること。(法第44条の3第1項関係)

ロ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、イ及び3(1)の報告を求めた者に対し、それぞれ定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとすること。(法第44条の3第2項関係)

ハ イの報告又はロの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならぬこととすること。(法第44条の3第3項関係)

また、これらの感染を防止するための協力を要請する際には、原則として、

要請する内容、要請を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならないこととすること。(規則第23条の3及び第23条の4関係)

ニ 都道府県知事は、口の協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(以下「食事の提供等」という。)に努めなければならないこととすること。また、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとすること。(法第44条の3第4項及び第5項関係)

(3) 建物に係る措置等の規定の適用

イ 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、建物に係る措置等の規定を適用することができるとともに、必要な規定を整備すること。(法第44条の4第1項関係)

ロ イにより適用することとされた規定を期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとすること。また、延長した期間の経過後、更に延長しようとするときも、同様とすること。(法第44条の4第2項関係)

ハ 厚生労働大臣は、イ及びロの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこととすること。ただし、イの政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでないこととし、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならないこととすること。(法第44条の4第3項及び第4項関係)

(4) 経過の報告

都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症に関し事務を行った場合は、厚生労働大臣の求めに応じて、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならないこととすること。(法第44条の5及び規則第23条の5関係)

8 新感染症

(1) 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、実施する措置その他の発生

の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととすること。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととすること。(法第44条の6第1項及び第2項関係)

(2) 感染を防止するための協力

イ 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができるものとすること。(法第50条の2第1項関係)

ロ 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、イの報告を求めた者に対し、定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとすること。(法第50条の2第2項関係)

ハ イの報告又はロの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととすること。(法第50条の2第3項関係)

また、これらの感染を防止するための協力を要請する際には、原則として、要請する内容、要請を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならないこととすること。(規則第26条の2及び第26条の3関係)

ニ 都道府県知事は、ロの協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(以下「食事の提供等」という。)に努めなければならないこととすること。また、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとすること。(法第50条の2第4項関係)

(3) 厚生労働大臣の指示及び経過の報告

厚生労働大臣が新感染症に関し指示できる事務及び都道府県知事による経過の報告の対象に、(2) のイ又はロの事務を追加すること。(法第51条の2関係)

9 厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができるものとすること。(法第63条の2関係)

10 事務の区分

新型インフルエンザに関して道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理す

ることとされている 2 から 4 まで、6 及び 7（七(2)ニを除く。）の事務を地方自治法の第一号法定受託事務とすること。（法第 65 条の 2 関係）

1.1 罰則

3について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者を罰することとするほか、所要の改正を行うこと。（法第 73 条から第 77 条関係）

第三 検疫法の一部改正

1 検疫感染症等

- (1) 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検疫感染症とすること。（検疫法第 2 条第 2 号及び第 14 条関係）
- (2) 政令で定める検疫感染症として、インフルエンザ（H5N1）を削除し、鳥インフルエンザ（H5N1）を加えること。（検疫法第 2 条第 3 号及び検疫令第 1 条関係）
- (3) 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用すること。（検疫法第 2 条の 2 第 2 項関係）

2 隔離及び停留

- (1) 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行うこととすること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院又は診療所であって検疫所長が適當と認めるものに入院を委託して行うことができるものとすること。（検疫法第 15 条第 1 項第 2 号関係）
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関又はこれら以外の病院若しくは診療所であって検疫所長が適當と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができるものとすること。（検疫法第 16 条第 2 項関係）

新型インフルエンザ等感染症に係る停留期間については、240 時間を越えてはならないこと。（検疫法第 16 条第 3 項及び検疫令第 1 条の 3 関係）

3 仮検疫済証の交付

- (1) 新型インフルエンザに係る仮検疫済症に付する期間は、検疫法第16条第3項に定める時間（240時間）とすること。（検疫規則第6条第2項関係）
- (2) 検疫所長は、仮検疫済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程等について報告を求めることができるものとともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこととすること。（検疫法第18条第4項及び第5項関係）

感染したおそれがある者から報告を求めることができる事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とすること。

（検疫規則第6条の2関係）

4 協力の要請

検疫所長は、検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、検疫に際し必要な質問に関する書類の配付等必要な協力を求めることができるものとすること。
（検疫法第23条の2関係）

5 実費の徴収

検疫所長は、隔離又は停留の実費を個人の旅行者から徴収しないこととするこ
と。（検疫法第32条関係）

6 新感染症に係る措置

検疫所長は、厚生労働大臣の指示に従い、新感染症を新型インフルエンザ等感
染症とみなして、3の事務を実施できるものとすること。（検疫法第34条の2
第3項関係）

7 検疫感染症の病原体の有無に関する検査等の手数料

検疫感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症及び鳥インフルエンザ（H5
N1）について、人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の
手数料を1件につき3,500円と定めること。（検疫令別表第二関係）

8 罰則

3の旅券の提示をせず、又は3の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとすること。（検疫法第36条第8号関係）

第四 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の廃止

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）を廃止すること。（整理政令第1条関係）

また、これに伴い、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号）を廃止すること。（整備省令第1条関係）

第五 施行期日等

- 1 法は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし、整備政令及び整備省令は法の施行日から施行すること。（改正法附則第1条、整備政令附則第1条及び整備省令附則第1条関係）
- 2 法施行後5年を経過した場合において施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととともに、関係法律について所要の改正を行うこととすること。（改正法附則第2条、第4条から第9条まで関係）
- 3 国は、新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとすること。（改正法附則第3条第1項関係）
- 4 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとすること。（改正法附則第3条第2項関係）